健康経営事業所禁煙支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、大分県の健康経営事業所の禁煙の取組支援を図るため、健康経営事業所禁煙支援事業実施要綱（令和8年3月6日伺定。以下「実施要綱」という。）に基づき、大分県の健康経営事業所が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、 この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4)この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

(6)この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、 知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け 又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(7)財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

(8)財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間に定められている処分制限期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(9)知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10)第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11)第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1)補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2)補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式の1）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 なお、額の減額がある場合は、補助事業実績報告書（第8号様式の2）を使用するものとする。

（1）事業実績書（第9号様式）
（2）収支精算書（第10号様式）
（3）契約書又は見積書の写し（遂行状況報告書に添付済みのものを除く）
（4）完成写真
（5）検査調書の写し
（6）領収書又は請求書の写し
（7）財産管理台帳の写し
（8）間接補助事業の場合、間接補助事業者が補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写し
（9）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10 条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第12条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

（個人情報の保護）

第13条　補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2　補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守しなければならない。

附則

この要綱は、令和8年度の予算に係る健康経営事業所禁煙支援事業費補助金から適用する。

別表

1　補助対象経費	健康経営事業所が禁煙推進の取組として実施する、研修会、イベント、人材育成等に要する次に掲げる経費。 (1)報償費 (2)旅費 (3)需要費(印刷消耗費、通信費等) (4)役務費(郵送料、広告料、手数料等) (5)委託料 (6)使賃料(会場使用料、機器使用料等) ただし、施設整備、機械や器具(禁煙支援器具を含む)購入等のハード事業は対象外。
2　補助率	(1)補助対象経費の 1/2 以内 (2)上限5万円
3　補助対象事業例	(1)講師を招聘した研修会 (2)禁煙推進を含んだ健康づくりイベントの開催 (3)禁煙支援士、禁煙サポーター等の資格取得